

駒ヶ根市パブリックコメント手続要綱

〔平成19年10月12日〕
告示 第78号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市政における公正の確保と透明性の向上及び市民参加の促進を図り、もって開かれた市政運営と協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(パブリックコメント手続)

第2条 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、当該政策等の案に対して市民等から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリックコメント手続という。

(定義)

第3条 この要綱において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象等)

第4条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な制度を定める条例及び市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言等の制定又は改廃
- (4) 総合計画等市の基本的政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本方針その他基本的事項を定める計画の策定又は改定
- (5) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定は適用しない。ただし、第1号の規定によりパブリックコメント手続を実施しない場合は、市長等は、政策等の策定を行ったときにその理由を公表するものとする。

- (1) 緊急に政策等の策定を行う必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき
- (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等の策定を行うとき

- (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他パブリックコメント手続の実施を要しない軽微な変更を行うとき
(パブリックコメント手続の特例)

第5条 市長等は、国又は他の地方公共団体、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関等がパブリックコメント手続と同様の手続を経て策定した答申若しくは報告等に基づき政策等の策定を行うとき、又は政策等の策定にあたりパブリックコメント手続に準ずる効果を有すると認められる意見等の聴取手続を行うときは、この要綱によるパブリックコメント手続を行わないことができる。

(意見等提出期間)

第6条 パブリックコメント手続を実施する場合の意見等の提出のための期間(以下「意見等提出期間」という。)は、政策等の案(以下「案」という。)の公表の日から起算して3週間以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして、3週間に満たない意見提出期間を定めることができる。

(案の公表等)

第7条 市長等は、パブリックコメント手続を実施するにあたっては、当該実施に関する情報の提供に努めるものとする。

2 案とともに公表する関連資料は、案の趣旨、目的、概要その他当該案を理解するために必要な情報及び資料とする。

3 案及び関連資料の公表は、市長等が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとし、当該公表に関して、速やかに市の広報紙に実施の概要を掲載するものとする。

(意見等の提出)

第8条 意見等の提出の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参その他市長等が定める方法による。

2 市民等は、意見等を提出するときは、住所及び氏名(法人その他団体にあつては、所在地、団体名及び代表者の氏名)を明らかにするものとする。

(提出意見等の考慮)

第9条 市長等は、前条の規定により提出された意見等(以下「提出意見等」という。)を考慮して政策等の策定を行うものとする。

(結果の公表等)

第10条 市長等は、パブリックコメント手続を実施して政策等の策定を行った場合は、提出意見等の概要及び提出意見等に対する市長等の考え方並びに案を修正したときは修正内容を速やかに公表しなければならない。

2 市長等は前項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

3 第7条第2項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント手続の実施)

第11条 市長等は、特に重要な政策等の策定にあたって広く市民等の意見を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うように努めるものとする。

る。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に立案の過程にある政策等の策定で、市民等の意見を聴取する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。